

【ご意見等】災害に関する予報の伝達について緊急のお願い

(R3.9.7 受付)

今年8月9日と8月14日に浜田市を流れる周布川（周布川）が増水し、どちらも一時氾濫危険水位を超えています。以下おおまかな経緯です。

①8月9日は周布川の水位が上昇し、8:40に避難判断水位を超過し、氾濫警戒情報の通知を気象台・県から受け、市は住民に対し10:37に「避難判断水位を超過している」との伝達を行った。

②8月9日は周布川の水位が上昇し、10:50に氾濫危険水位を超過し、氾濫危険情報の通知を気象台・県から受け、市は住民に対し12:11に「氾濫危険水位を超過したため、浸水想定区域を対象に警戒レベル4「避難指示」を発令します」との伝達を行った。「避難指示」に先立って行われるべき「高齢者等避難」の発令は行われず、避難に時間がかかる者のためのリードタイムは確保されていない。住民に伝達される直前の12:10の水位は3.85mであり、氾濫開始水位相当（3.98m）に迫っていた。

③非常に危険な状態だったが、その後12:20の3.87mをピークに水位は徐々に下がり、堤防を越えることは無かった。

④8月14日、12:30周布川の水位が避難判断水位を超過し、氾濫警戒情報の通知を気象台・県から受けたが、住民への伝達を行っていない。

⑤8月14日、14:40周布川の水位が氾濫危険水位を超過し、氾濫危険情報の通知を気象台・県から受けたが、住民への伝達を行っていない。

⑥8月14日、周布川氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）の通知を13:00に気象台・県から受けた際に載っていた水位予測は徐々に下がるというものであったが、実際の水位は上昇し続け、14:40に氾濫危険水位を超えた。このため、県と気象台の水位予測を疑わなければならないが、周布川氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）の通知を受けた際に載っていた水位予測が徐々に下がるという内容であったため、それを判断材料とし、氾濫危険情報の通知を受けた後も水位は上昇を続けたにも関わらず、15:30に住民に「警戒レベル3、高齢者等避難」を発令、周知している。

⑦8月14日、高齢者等避難発令後、氾濫危険情報の通知にあった水位予測に対し、水位は下がらず、逆に上昇しているにもかかわらず、住民に対しては「気象台から氾濫危険情報（警戒レベル4相当）が発表されたこと」も「氾濫危険水位を超過していること」も伝達されておらず、市は「避難指示」を発令しなかったため、浸水想定地域の住民は、受けられるべき情報を受けられないまま、14日23:40までずっと氾濫危険水位を超えたままの川のそばで、「警戒レベル3相当」（避難判断水位以上、氾濫警戒水位未満）の状態にあると受け取っていた可能性が高い。

⑧浜田市は気象台・県から受けた氾濫警戒情報や氾濫危険情報について、「市が、発表する警戒レベルや避難に関する指示を決定するために使うが、住民にそのまま伝達する必要はない。」という認識であった。

国は過去の教訓を活かして法律やガイドラインを改正し続けています。気象台と県は災害に関する予報や警報を市町村に伝達しています。しかし、市が住民に対し正確に伝達しなかったり、迅速に伝達しなかったり、通知を受けた警戒レベル相当情報に対して1段階安全側の判断と指示をした後、危険が増したり減らない場合に早めに次の段階の避難指示等を発令しない場合、防げるはずの被害が発生してしまうと思われます。

8月9日は災害対策本部を、8月14日は災害警戒本部を設置し、市は10分ごとの観測所の水位データをモニターしていましたが、氾濫危険水位を超えてからの情報伝達や避難指示の判断に時間がかかり過ぎて、あと少して氾濫という時点で避難指示を発令しています。8月14日は早朝に大雨警報が発表され、12:30に避難判断水位を超え、さらに洪水警報が発表されて周布川の水位が上昇しつづける中、市長は別の公務（14:30開始）に出かけていました。この頃、周布橋の橋脚が沈み、橋が陥没しました（FNNプライムニュースに動画があります）。14:40に氾濫危険水位を超えた時、市長は本部に不在で、浜田市の災害警戒本部は条例や規則に根拠が無く（浜田市地域防災計画の表と職員初動マニュアルに記載があるのみ）、副本部長の規定等が無く、当日は副本部長である市長不在時の判断や指示を任せられた責任者がいなかったため、氾濫危険水位を超えた時ただちに住民への警戒レベルの伝達や避難の指示を決定できず、市長が戻った15:00から本部会議を開いて15:30に「警戒レベル3高齢者避難」を発令しましたが、この際住民に「警戒レベル4相当、氾濫危険水位を超えている」という周知は行われませんでした。

市の対応は、災害対策基本法が「住民に伝達すべき情報」としている氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）や氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）を日によって伝達しておらず、防災防犯メールの伝達内容もバラバラです。意図的ではないとしても、伝達していないという点では法令に違反していると思われます。その結果、周布川河口周辺の住民は生命の危険が高まっている状況にあることを知らされずにいたことが問題だと思われます。

市は直ちに事実関係を整理して検証し、気象台から情報を受けたら間髪入れずに正確に住民に伝達するルールの整備や、大雨時の流域の降雨増減が大長見ダムの放流量や観測地点の水位に影響するまでの時間差等のデータ（今回2回や過去データ）を今後の判断の基準に活かす等、再発防止策について議会や市民に報告する必要があるのではないのでしょうか。

「結果的に溢れなかったから、対応は問題ない」としてはいけないのではないのでしょうか。特に8月9日は水位の上昇スピードが速く、降雨が少し多かったり長ければ、避難を開始してすぐに氾濫していたと思われます。

これから台風シーズンを迎えます。自分の住んでいる地域で、今回と同じような対応や判断を市が行う可能性があると感じれば、市民は怖いと感じると思います。

議会は様々なことを議論し、決定しなければなりませんし、9月議会は非常に忙しい時期なのではないかと思いますが、今回の事は市民の安全に関する重大な問題だと思われます。

議長が市議会ホームページのあいさつで書いていらっしゃるように、「安心して暮らせるまち」の実現に必要であると判断下さった場合、委員会だけではなく、議会全体としてチェックし、全議員からの有用な意見をまとめて、執行部に改善や再発防止を求めることを行って欲しいと思います。

【回答】 災害に関する予報の伝達について緊急のお願い

(R3.9.17 回答)

いただいた内容につきましては、市の災害対応について非常に参考になるご意見であると考えます。

議会としましても、災害時には、避難に支援や時間を要する方への配慮が十分になされた避難指示が適時に出されるよう、また市民に対し、わかりやすく速やかな情報発信に努めるよう、私から執行部へ働きかけましたので、今後の対応を注視してまいりたいと思います。

また、全議員で災害対策についての見識を深める機会を設けるよう検討してまいります。